

所管部課		地域福祉部 福祉推進課		部長		伊野宮 崇		
件 名		東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱について		区分		1 審議事項	☐	2 報告事項
関係事項	条例規則							
	部課機関	介護保険課						
1. 要 旨 標記の要綱において、介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督規準として位置付けている国の確認検査指針が改められたことから、引用している国の通知の名称を改めるための改正を行うものである。 (1) 改正内容 第8条第2号及び第12条の「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知)を「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(令和6年4月4日老発0404第3号厚生労働省老健局長通知)に改める。 (2) 施行日 決裁日								
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 令和6年4月10日 「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(令和6年4月4日老発0404第3号厚生労働省老健局長通知)が発出される。 (これにより「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知)は廃止)								
3. 留意事項 (問題点等) 特になし								
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議報告後、速やかに改正の手続きを進めたい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。